

福島県からのお知らせ

応急仮設住宅の供与期間について

- 大熊町及び双葉町から避難されている方
令和4年3月末まで、更に1年間延長します。
なお、令和4年4月以降の供与については今後判断し、
取扱いについては改めてお知らせします。

- ※ 県外の借上げ住宅、雇用促進住宅及びUR住宅について
も、上記のとおり対応していただくよう、要請しています。

問い合わせ先

《福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル》

0120-303-059

受付時間/午前9時～午後5時 月曜日～金曜日

(祝日・年末年始を除く)

